

“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「犯罪や非行をした人たちの就労支援」に

御支援と御協力をお願いします

今年“社会を明るくする運動”は、76回目を迎えます。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動であります。

犯罪や非行をした人たちの更生には、犯罪の責任等を自覚し、自らが社会復帰のための努力を行うことが最も重要ですが、不安定な就労状況が再犯の要因となっていることに鑑み、就労先を確保し、職場に定着して責任ある社会生活を送ることができるよう、支援していくことも重要です。

犯罪や非行をした人たちの雇用に御協力をいただいている協力雇用主の方々については、本年4月1日付けで滋賀県内426事業主が登録いただいております。実際に雇用いただいた者は、昨年度は延べ40名でありました。就労先を確保し、職場に定着して円滑な社会復帰を図るためには、事業主の方々との適切なマッチングが大切であることから、幅広い業種から多くの事業主の方々に協力雇用主として御登録いただきたいと考えております。

つきましては、商工業者を代表される皆様方におかれましては、本運動の趣旨に御理解を賜りますとともに、協力雇用主として御登録いただける事業者の紹介等、より一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和8年7月1日

第76回“社会を明るくする運動”

滋賀県推進委員会事務局長

大津保護観察所長 西 崎 勝 則